

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者

第2 競争入札に参加させないことができる者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
- (3) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（令第167条の2第1項第4号に規定する認定を受けた者その他知事が特に認める者（第5において「認定者等」という。）を除く。）
- (4) その他、競争入札の公正な実施又は契約内容の履行確保の観点から不適切と認められる者

第3 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、A、B又はCの等級に格付けした者とする。ただし、物品の売払いの契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に

については、この限りではない。

1 経営規模

(1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあっては株主資本及び評価・換算差額等の合計額を、個人にあっては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）

(2) 直前決算における機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額

(3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

2 売上金額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の売上金額により算出した年間平均の売上金額

3 経営比率

直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に100を乗じたもの）

4 事業年数

事業を開始した日から競争入札参加資格の審査の申請をした日の翌月1日までの年数

5 国際標準規格ISO 14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ。）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格ISO14001又はエコアクション21の認証取得の有無

6 障害者の雇用状況

富山県内に本店又は主たる営業所を有する者（以下「県内企業」という。）であって、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第37条第2項に規定する対象障害者を雇用する事業主にあっては、その雇用する対象障害者である労働者の数が同法第43条

第1項に規定する法定雇用障害者数以上であること又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する就労継続支援B型事業所であることの有無

- 7 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（以下「次世代法」という。）に規定する一般事業主行動計画

県内企業であつて、同法第12条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者にあつては、同項に規定する一般事業主行動計画を策定及び富山労働局長への届出の有無

- 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女活法」という。）に規定する一般事業主行動計画

県内企業であつて、同法第8条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者にあつては、同項に規定する一般事業主行動計画の策定及び富山労働局長への届出の有無

- 9 男女共同参画推進事業の登録状況

県からの認証の有無

- 10 とやまエコ・ストアの登録状況

とやまエコ・ストア制度推進企業登録の有無

県内に複数の事業所を有する場合は、県内の全ての店舗がとやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類の有無

第4 資格審査の申請方法

- 1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、様式第1号による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 申請書及び第5(4)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。

なお、第5の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

- 3 第5の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

- 4 申請手続きは、原則として「富山県電子申請サービス（以下「電子申請サー

ビス」という。)」を利用し、全ての書類を電子データで提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により申請書類を郵送又は持参する場合は、以下の場所へ提出するものとする。

郵便番号 930-8501

富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課

第5 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、認定者等が申請をする場合には、知事が別に定める書類をもって次の書類に代えることができる。

- (1) 誓約書(様式第1号の2)
- (2) 事業概要書(様式第2号)
- (3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書(ただし、市区町村長が発行する身分証明書で登記されていないことが記載されていればこれを省略できる。)で申請の日前6月以内に交付されたもの
- (4) 財務諸表(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録。個人の場合は、所得税青色申告決算書やこれ以外の確定申告書。)
- (5) 納税証明書
 - ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係るもので、申請の日前6月以内に交付された未納がないことを証明するもの
 - イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係るもので、申請の日前6月以内に交付された未納がないことを証明するもの
- (6) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあつては、これを受けていることを証する書類
- (7) 代理人を定めた場合にあつては、委任状
- (8) ISO 14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあつては、ISO 14001又はエコアクション21認証取得登録証の写し
- (9) 障害者雇用促進法に基づく雇用状況報告を管轄公共職業安定所の長に報告

している県内企業の者（報告義務のある者に限る。）にあつては、直近の障害者雇用状況報告書の写し

上記報告義務のない者にあつては、身体障害者手帳又は療育手帳の写し

就労継続支援B型事業所の者にあつては、就労継続支援B型事業所であることを証する書類の写し

(10) 次世代法第12条第1項に規定する県内企業の一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者にあつては、当該届出の事実を証する書類の写し

(11) 女活法第8条第1項に規定する県内企業の一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者にあつては、当該届出の事実を証する書類の写し

(12) 県から男女共同参画推進事業所として認証を受けた者にあつては、当該認証を証する書類の写し

(13) とやまエコ・ストア制度推進企業として県に登録された者にあつては、当該登録申請書の写し

県内に複数の事業所を有する場合は、県内の全ての店舗がとやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類

(14) 債主名登録（変更）書兼口座振替届

(15) 110円分の返信用郵便料金

①電子申請の場合にあつては、電子申請サービスを利用し、電子納付すること。

②申請書類を郵送又は持参する場合にあつては、110円分の返信用郵便切手を同封又は持参すること。

第6 資格審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

第7 資格の有効期間及び更新手続

1 競争入札参加資格の有効期間は、第3の規定による格付けをされた日から当

該格付けの日の属する年の10月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。

- 2 競争入札参加資格の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の2月前までに申請書を提出するものとする。

第8 申請書記載事項の変更

第3の規定による格付けをされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を知事に届け出るものとする。

申請手続きは、第4の4に記載の方法によるものとする。

第9 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類

県が令和7年度において富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第1条に規定する特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類は、次のとおりである。

- (1) 物品等 情報システム機器、電気・通信機器、車両類、理化学機械等
- (2) 特定役務 電気通信サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス等

第10 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条の規定の例による。

第11 その他

競争入札参加資格者名簿及び申請者から提出された申請書又は添付書類の内容は、その全部又は一部を公表することがある。

様式第1号（第4関係）

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事

殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

富山県が締結する物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務（建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。）の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第 号）第1（競争入札に参加することができない者）各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項のすべては事実と相違ないことを誓約します。

納入等を希望する主な物品又は役務の種類

品目番号

事業品目

第1希望

第2希望

第3希望

添付書類

必須提出書類

- 1 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- 2 誓約書（様式第1号の2）
- 3 事業概要書（様式第2号）
- 4 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（個人の場合）
- 5 財務諸表（2年分）
- 6 納税証明書（主たる事務所又は事業所が所在する税務署及び富山県により賦課された税に係るもの）
- 7 債主名登録（変更）書兼口座振替届
- 8 110円分の返信用郵便切手

任意提出書類

- 1 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類
- 2 代理人に対する委任状
- 3 国際標準規格 ISO14001又はエコアクション21の認証取得登録証の写し
- 4 障害者雇用状況報告書の写し又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し
就労継続支援B型事業所であることを証する書類の写し
- 5 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に係るもの）
- 6 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」に係るもの）
- 7 男女共同参画推進事業所の認定証の写し
- 8 とやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類
- 9 事業を開始して1年を経過していない者で知事が特に認める者にあつては、別に定める書類

作成責任者 役職

氏名

連絡先

電話番号

作成担当者 部署

氏名

連絡先

電話番号

様式第1号の2 (第5関係)

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する物品等の調達契約に係る競争入札参加資格申請を行うに当たり、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・氏名

作成責任者 役職

氏名

連絡先
電話番号

作成担当者 部署

氏名

連絡先
電話番号

富山県告示第119号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

氷見市

2 都市計画事業の種類及び名称

氷見都市計画下水道事業

氷見公共下水道

3 事業地**(1) 収用の部分**

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和51年3月19日から

令和12年3月31日まで

富山県告示第120号

令和6年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和6年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和7年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 変更に係る調査を行う者の名称及びその調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
南砺市	地籍調査	南砺市荒木町

2 変更に係る調査期間

令和7年2月28日から令和8年3月31日まで

富山県告示第121号

令和6年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和6年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和7年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 変更に係る調査を行う者の名称及びその調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
富山市	地籍調査	富山市山田沢連
高岡市	地籍調査	高岡市鴨島町、博労町、南幸町、通町
氷見市	地籍調査	氷見市上久津呂、下久津呂、栗原、藪田 小杉、泊
砺波市	地籍調査	砺波市庄川町三谷七百年、大蔭平、滝谷、 天野
立山町	地籍調査	中新川郡立山町釜ヶ淵

2 変更に係る調査期間

令和7年2月27日から令和8年3月31日まで

富山県告示第122号

学校法人の行う収益事業の種類についての一部改正について

学校法人の行う収益事業の種類について（平成19年富山県告示第169号）の一部

を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

制定文中「第26条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第1項中「第26条第1項」を「第19条第1項」に改める。

(学術振興課)

富山県告示第123号

高志の国文学館の使用料の額についての一部改正について

高志の国文学館の使用料の額について（平成24年富山県告示第317号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

表の備考以外の部分を次のように改める。

品名	単位	金額
スクリーン	1張	880円
プロジェクター（スクリーン付）	1式	2,980円
拡声装置（有線マイク1本付）	1式	2,540円
ダイナミックマイクロフォン	1本	730円
ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,370円

(文化振興室)

富山県告示第124号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和7管理年度の同項に掲げる数量を、するめいかについては令和7

年3月17日付け、くろまぐろについては令和7年3月13日付けで以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

700トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県するめいか漁業	700トン

第2 くろまぐろ（小型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

110.8トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	67.90トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	29.31トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.42トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.05トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.32トン
富山県その他漁業	3.80トン

第3 くろまぐろ（大型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

30.5トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	16.94トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	3.89トン
富山県その他漁業協同組合	9.67トン

富山県告示第125号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和7管理年度の同項に掲げる数量を令和7年3月17日付けで以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

ぶりに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 ぶり

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
101,000トンの内数
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県ぶり漁業	101,000トンの内数

富山県告示第126号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款変更及び松木地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和7年3月18日認可

		電力料		
		営業雑収益		

を

「(2)未収金				「営業収益」の各科目に整理されるべき収益の未収分を整理する。
		電力料		
		容量確保契約金額		
		営業雑収益		

に改め、同項の収益 8 収益の表中

「	水力発電 電力料			
		電力料		
		濁水準備引当（貸方）		

を

「	水力発電 電力料			
		電力料		
		容量確保契約金額		
		濁水準備引当（貸方）		

に、

「	事業外収益			
		雑収益		

を

「	事業外収益			
		他会計補助金		

